

■ 審議会の位置づけ及び計画策定の進め方

1. 審議会の位置づけ

(1) 審議会の設置目的

「さいたま市文化芸術都市創造条例」(平成24年4月1日施行)に基づき、文化芸術都市の創造のための計画策定及び関連施策について、市長の諮問に応じ調査審議するための附属機関として設置

2. 計画策定の進め方

(1) 計画の策定目的・位置づけ

- ・市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目的として制定された「さいたま市文化芸術都市創造条例」に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定
- ・文化芸術基本法(平成13年12月7日法律第148号、改正平成29年6月23日法律第73号)第7条の2第1項の「地方文化芸術推進基本計画」として策定

(2) 計画期間

- ・令和3(2021)年度から12年度(2030)までの10年間※
- ※さいたま市次期総合振興計画基本計画の計画期間(令和3年度～12年度の予定)との整合性を図るため、10年とするもの
- ・令和7(2025)年度に中間見直しの予定

(3) 次期計画策定の検討体制

○さいたま市文化芸術都市創造審議会

内容：計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議

委員：10人以内(学識経験者、公募による市民等、市内で事業活動を行う者又は文化芸術活動を行う者)

委員任期：令和元年7月19日～2年間

○文化芸術に関する意見交換会

内容：文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等、文化芸術に関する専門的知識・経験を有する者が相互に意見交換

委員：15人以内(公募による市民、文化芸術に関する専門的知識又は経験を有する者等)

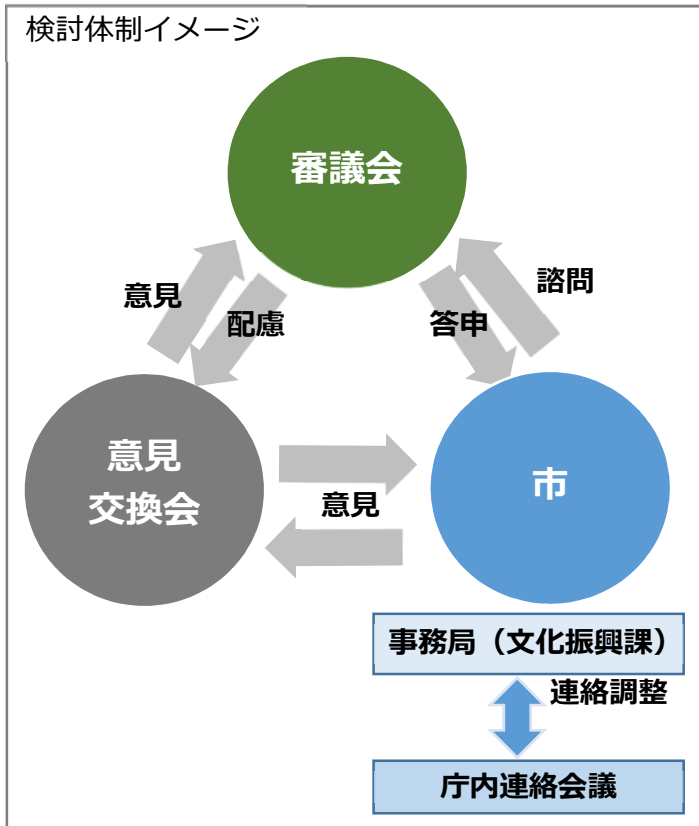
委員任期：令和元年8月(予定)～2年間

○さいたま市文化芸術都市創造計画策定等庁内連絡会議

内容：文化芸術都市の創造のための計画を策定するにあたり、庁内の連絡調整を行うため設置

委員：20人程度(関係所管課課長級職員)

設置時期：令和元年8月(予定)



(4) 策定スケジュール

